

級等階級闘争社會根本的改造ヲ主張ニコノ爭議ニ山岡社長下  
村專務等會社幹部ヲ暗殺スル方針ヲ定メテ、  
解決ニハナトテ、  
會社側ニ週激派及ビ第三者ニ絶對ニ相手ニモカハシ温和派職工トシテ、  
何時モ相手ニテハ、  
相手ニテハ、  
會社側ニテ解僱手當制定ニ于テ目下考慮中ニテ種々材料ヲ蒐  
集シ該會社職員ニ對シテ、  
次郎氏(專務)全ニ持テ行キタリ

參照

大正十一年五月三十一日嘆願書(抄)

一解僱手當ヲ制定サレタキコト

抄

内譯 勤續一ケ年未満ノ者ニ日給五十日介、一ケ年以上一ケ月ヲ滿

ス毎ニ日給四十日介ヲ支給サレタキコト、  
(但シ臨時職工ニモ全ク割合ヲ以テ支給サレタキコト)

十ケ年以上一ケ月ヲ増ス毎ニ日給參日介ヲ支給サレタキコト

二任意退職手當ヲ制定サレタキコト

内譯 右ハ井濟會ノ解僱手當願ヲ支給サレタキコト

六月三日付ノ要書ニ右嘆願書ト同シ

(但シ臨時職工ニモ右ノ割合ヲ以テ支給サレタキコトヲ省キ居ル)